

# 競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針

平成18年11月30日

改正平成25年 2月 1日

改正平成29年 7月14日

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ

地球環境局

環境再生・資源循環局

## 第1章 背景及び目的

近年、我が国でも科学研究の世界において、データの捏造等の不正行為が相次いで指摘されるようになってきている。このような事態が起こる背景として、競争的研究資金の競争激化や性急な成果主義等、研究現場を取り巻く状況の変化等があげられている。こうしたことから、国による研究費の提供を行う府省等において、不正が明らかになった場合の対応をあらかじめ明確にすること及び研究費の配分先となる研究機関に対し、研究活動の不正行為に関する規程の整備等の所要の措置を講ずるよう求めることが必要となっている。

本指針は、環境省が所管する競争的研究資金について、研究活動の不正行為の防止対策及び不正行為に対する必要な措置等をあらかじめ定めることにより、環境省が所管する競争的研究資金を活用した研究活動のより一層の科学的な公正性を確保することを目的とする。

なお、本指針の策定に当たっては、関係府省の同様な取組との整合に配慮した。

## 第2章 指針の対象

本指針の対象となる不正行為、競争的研究資金、研究者及び研究機関は、以下のものとする。

### (1) 対象となる不正行為

本指針の対象となる不正行為は、環境省が所管する競争的研究資金を活用した研究活動において発表された、論文、著書及び研究発表等の研究成果(以下「論文等」という。)の中に示されたデータや調査結果等の「捏造」、「改ざん」又は「盗用」とし、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

#### ①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

#### ②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### ③盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

## (2) 対象となる競争的研究資金

本指針の対象となる環境省が所管する競争的研究資金は、以下のとおりとする。

- ① 環境研究総合推進費
- ② 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業

## (3) 対象となる研究者

本指針の対象となる研究者は、(2)の競争的研究資金の配分を受けて研究・技術開発を行う研究者を指し、研究代表者、研究分担者又は研究協力者であることを問わない。

## (4) 対象となる研究機関

本指針の対象となる研究機関は、(3)の研究者が競争的研究資金の配分を受けて研究・技術開発を行う際に所属する大学、試験研究機関、民間企業等の機関とする。

## 第3章 研究機関及び調査機関において講ずべき措置

### 1. 不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等

#### (1) 体制整備等

第2章(4)に定める研究機関は、研究活動に係る倫理規程や行動規範等の策定及びそれらの普及・啓発等、不正行為の発生防止のための措置に努めなければならない。

また、研究機関は、不正行為に対応するため、通報等の受付、通報等に係る事案の調査、通報者及び不正行為に関与したと通報された者(以下「被通報者」という。)に対する措置等について、責任者の指定及び必要な組織の構築等適切な体制を整備し、これらに係る内部規程を定め、あらかじめ公表しなければならない。

#### (2) 留意事項

研究機関は、通報者、通報内容及び被通報者に係る情報の秘密保持等の取扱いに十分に配慮すること。また、単に通報したことや通報されたことのみをもって、通報者や被通報者に不利益をもたらすことのないよう配慮すること。

### 2. 不正行為の発生又は不正行為が疑われる場合における対応

#### (1) 調査を行う機関

不正行為の通報等があった場合には、以下に定める機関が不正行為の調査を行うものとする。これらの機関は、被通報者が現に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。

- ① 通報等を受けて不正行為の調査を行う機関は、原則として、環境省から通報等に係る研究の補助金の交付を受ける補助事業者又は環境省との当該研究に係る委託契約を締結する相手方である研究機関（契約相手方が研究機関の代表者である場合は、当該研究機関とする。）（以下「配分先機関」という。）とする。
- ② 通報等に係る研究が、配分先機関を含む複数の研究機関や配分先機関と異なる研究機関で行われていた場合には、配分先機関はそれらの研究機関と合同で調査を行うものとする。この場合において、主として調査を行う機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して定めることができる。
- ③ 配分先機関は、自ら調査を実施できない場合には、他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに調査を委託することができる。
- ④ 配分先機関が解散等により存在しない場合は、環境省が調査を行う。環境省は、当該調査の実施について、他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに委託することができる。

## （2）通報等に係る調査、不正行為の認定等

（1）に定める調査を行う機関（以下「調査機関」という。）は、通報等に係る事案の予備調査及び本調査を実施し、不正行為が行われたか否か等についての認定等を行うものとする。

### ① 予備調査

調査機関は、通報を受け付けた後、速やかに通報された行為が行われた可能性等について予備調査を実施するものとする。

### ② 本調査と認定等

調査機関は、予備調査の結果に基づき本調査を実施すべきであると判断した場合には、本調査を実施し、不正行為が行われたか否かを認定するものとする。不正行為が行われたと認定した場合には、不正行為の内容並びに被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与した者の不正行為への関与の度合い及び責任についての認定を行う。

調査機関は、通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者への調査結果の通知、不服申立ての対応、調査結果の公表等を行うものとする。

調査機関は、本調査の実施に際し、その旨をあらかじめ環境省に通知するものとする。また、当該調査の結果について、速やかに環境省に報告するものとする。

## （3）通報者及び被通報者に対する措置

研究機関は、通報等に係る事案の調査中であっても、調査結果が出るまでの

間、被通報者に対し、通報された研究に係る競争的研究資金の支出を停止することができる。

不正行為が行われたと認定された場合には、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないものの不正行為が行われたと認定された研究の研究者であって当該研究内容に責任を負うと認定された者（以下「被認定者」という。）の所属する研究機関は、被認定者に対し、当該競争的研究資金の使用中止を命ずるものとする。また、当該研究機関は、所属する被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるものとする。

不正行為が行われなかったと認定された場合には、研究機関は、被通報者に対して行った研究費の支出の停止の解除、名誉の回復措置等、必要な措置を講ずるものとする。

通報が悪意に基づくものである場合、通報者が研究機関に属する者であるときは、当該研究機関は、当該者に対し、内部規定に基づき適切な処置をとるものとする。

## 第4章 環境省が講ずる措置

### 1. 課題の採択時等における措置

環境省は、競争的研究資金の研究課題の公募要領等により、研究機関及び調査機関において講ずべき措置及び研究活動の不正行為が明らかになった場合に環境省が講ずる措置について、あらかじめ周知する。

また、上記措置の対象者については、他府省を含む他の競争的研究資金への応募が制限される可能性がある旨、あらかじめ周知する。

環境省は、競争的研究資金の研究課題の採択に当たって、当該課題の研究代表者が所属する研究機関が、第3章1. に掲げる必要な措置を講じていることを確認する。また、研究者が当該競争的研究資金への応募資格の制限を受けていない者であることを確認する。

### 2. 通報の受付体制の整備

環境省は、研究活動の不正行為に関する通報の受付窓口を設置し、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、内外に周知する。

### 3. 通報等により不正行為が行われた疑いが生じた場合における措置

環境省は、第3章2.（2）②により、調査機関から、競争的研究資金に係る研究活動の不正行為が行われた疑いがあり本調査の実施を決定したことについて報告を受けた場合には、当該研究にかかる競争的研究資金の配分を停止することができる。

また、2. により通報を受け付けた場合には、原則として、当該通報に係る研究の競争的研究資金の配分先機関に対し、調査の実施を求める。

### 4. 措置の対象者

措置の対象者は、被認定者のうち、不正行為が行われたと認定された研究の研究者（以下「措置対象者」という。）とし、次の者が対象となる。

（1）不正行為が行われたと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与した

- と認定された著者（共著者を含む。）
- (2) 不正行為が行われたと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為が行われたと認定された研究の内容について責任を負うとして認定された者

## 5. 不正行為が認定された場合における措置等

環境省は、競争的研究資金に係る研究活動において不正行為が行われたと認定された場合には、以下の措置を行う。

### (1) 委員会の設置

第3章2. (2) の本調査の結果に係る報告を受け、不正行為が行われたことが認定された場合には、大臣官房審議官を長とする、当該不正行為に関する被認定者への競争的研究資金に係る措置（以下「措置」という。）を検討する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、措置対象者に対して取るべき措置について検討する。委員会には、必要に応じ、科学的知見を有する者等を委員に加えることができる。

### (2) 措置の決定及び通知

委員会は、調査機関から本調査の結果についての報告を受け、必要に応じて調査機関に対するヒアリングを行い、報告の内容を精査し、不正行為の重大性、悪質性、措置対象者それぞれの不正行為への関与の度合い等を考慮し、速やかに、(3)に掲げる措置を標準として、取るべき措置について検討する。その際、措置対象者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。また、措置の検討において、調査機関に対し、必要に応じて当該調査に係る資料の提出を求める。

環境省は、委員会の検討結果に基づき取るべき措置を決定し、その内容を措置対象者及び当該不正行為に係る競争的研究資金の配分先機関に通知するとともに、研究資金を配分する関係府省に対して情報提供を行う。

### (3) 措置の内容

措置の内容は、以下のとおりとする。ただし、競争的研究資金のうち、他の行政機関に移し替えることにより執行するものについては、①及び②の措置を除く。

#### ① 競争的研究資金の打ち切り

環境省は、不正行為に係る競争的研究資金のうち、未配分のものについては配分を打ち切る。不正行為が行われた研究活動が競争的研究資金の配分を受けることとなっていた研究計画の一部である場合には、不正行為に係る研究活動が研究計画全体に占める割合を考慮し、競争的研究資金のうち、未配分のものについて、一部を打ち切ることができる。

措置対象者が、不正行為が行われたと認定された研究の研究分担者等である場合、措置決定後に行われる当該研究に係る資金配分については、その後の当人の関与の度合いによって、配分を打ち切る。

不正行為が行われたと認定された研究に係る競争的研究資金以外の、環境省が配分する競争的研究資金であって未配分のもののうち、措置対象者に係る部分については、配分を打ち切ることができる。

## ② 競争的研究資金の返還

環境省は、不正行為に係る競争的研究資金の配分先機関に対し、現に配分された競争的研究資金について、使用済みか否かにかかわらず、その一部又は全部の返還を求める。当該競争的研究資金の間接経費については、その実態を勘案し、当該配分先機関に対し、一部又は全部の返還を求めることができる。なお、現に配分先機関が存在しない場合には、直接に措置対象者に対し、資金の返還を求めることとする。

## ③ 応募資格の制限について

環境省は、措置対象者に対し、環境省の所管する競争的研究資金への応募資格の制限を行う。具体的な制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合いに応じ、不正行為と認定された年度の翌年度以降、別表に掲げる期間とする。

環境省以外の府省又は資金配分機関が所管する競争的研究資金に係る研究活動において不正行為を行った者については、当該府省又は資金配分機関の不正行為に対する措置状況に応じ、環境省の競争的研究資金への応募を制限することができる。

## ④ 競争的研究資金への応募の不採択について

環境省は、不正行為に係る措置対象者が、不正行為が行われたと認定された日から応募資格の制限の始期までの期間において研究代表者として環境省の競争的研究資金に応募している場合には、その課題を採択しない。なお、採択後に当該措置対象者が研究代表者であることが判明した場合には、その研究課題の採択を取り消す。

また、当該措置対象者が研究分担者等として応募している課題については、当該措置対象者を除外しなければ採択しない。なお、採択後に当該措置対象者が研究分担者等となっていることが判明した場合には、その研究課題の採択を取り消すことができる。

## 6. 措置の結果の公表

環境省は、5. の措置を行った後速やかに、研究機関等における調査結果の概要、措置対象者の氏名、資金名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じた措置の内容、調査機関の名称等について、公表するものとし、関係府省に対しても情報提供を行う。

## 第5章 経過措置

本指針は、平成29年7月14日から実施する。ただし、平成29年7月13日以前に開始した事業の不正行為について、本指針の施行日以降に応募資格の制限期間を決定する場合で、改正後の指針において算定された応募制限期間が改正前の指針にお

いて算定された応募制限期間より長くなる場合には、改正前の指針において算定された応募制限期間を適用する。

なお、第3章1. 不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等に関する事項（第4章の関連部分を含む。）については、競争的研究資金の運用において、必要に応じ経過措置を定めることができる。

（雑則）

本指針に定めるもののほか、不正行為が発生した場合の取扱いについては、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成29年7月14日改正 環境省大臣官房総合環境政策統括官決定）その他競争的資金に係る政府の指針、申し合わせ文書等を踏まえ、必要な措置を講じることができる。

別表

不正行為に係る応募制限の措置対象者		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為が行われた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1.及び2.を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないが、当該研究内容に責任を負うと認定された者		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	